

答申第 1109 号

諮問第 1765 号

件名：令和 2 年度分以降の訟務年報の作成を行わないこととした方針や理由が記載された決裁文書等の不開示（不存在）決定の件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記に掲げる文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由に不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が令和 5 年 6 月 19 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）に基づき行った開示請求に対し、知事が令和 5 年 7 月 3 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件請求対象文書について

愛知県では、年度毎に知事部局の訴訟事件（税務及び県営住宅明渡関係を除く。）及び補助執行の事件の概要や、当該年度の訴訟事件数等をまとめた訟務年報を作成していたところ、令和 2 年度分以降の訟務年報の作成を行わないこととすることとした。本件開示請求の内容から、本件請求対象文書は、令和 2 年度分以降の訟務年報の作成を行わないこととした方針や理由が記載された決裁文書等の文書であると解した。

#### (2) 本件請求対象文書の存否について

訟務年報の作成について、従来、実際に作成する年度に、その前年度の訴訟事件の概要や訴訟事件数等を取りまとめた上で起案し、総務局総務部法務文書課（以下「法務文書課」という。）長の決裁を受けて施行していた。

令和 2 年度分の訟務年報の作成については、法務文書課内において、令和 3 年度からその作成について検討を行っていたが、令和 3 年度中には結論が出なかった。その後、令和 4 年度に、事務の見直しの観点や、訟務年

報に掲載している情報の取扱いの在り方の観点等を踏まえて訟務年報を作成する必要があるかについて検討した結果、令和 2 年度以降の訟務年報を作成しないこととした。

検討に使用した資料はこれまでに作成した訟務年報であり、検討は当初、法務文書課訟務・指導グループで行っていたが、その後、法務文書課長及び担当課長も出席して口頭で行った。令和 2 年度分以降の訟務年報を作成しないこととした方針及び理由を記載した決裁等の文書については、法務文書課長も出席して検討していたことから、改めてその作成を行わなかったものである。

### (3) 結語

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得しておらず、開示請求に係る行政文書を管理していないため、不存在による不開示決定をしたものである。

## 4 審査会の判断

### (1) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、令和 2 年度分以降の訟務年報の作成を行わないこととした方針や理由が記載された決裁文書等の文書であると解される。

### (2) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、令和 2 年度分の訟務年報を作成する必要があるかについて検討するに当たっては、既存の訟務年報を検討資料として用いており、法務文書課内において法務文書課長及び担当課長が出席して検討していたことから、改めて令和 2 年度分以降の訟務年報を作成しないこととした方針及び理由を記載した決裁等の文書を作成しなかったとのことである。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、訟務年報は、愛知県や知事が当事者となっている訴訟事件の概要や訴訟事件数等の統計資料として発行していたものであるが、法令上作成の義務はなく、作成に係る要領もないこと、他の地方公共団体においても訟務年報を作成している例は少ないこと等の理由から、令和 2 年度分以降の訟務年報を作成しないことを法務文書課において口頭で決定したとのことである。また、訟務年報の代わりに簡素化した訴訟事件数等の統計資料を作成し、愛知県のウェブページで公表しているとのことである。

当審査会において検討したところ、実施機関の説明を覆す事情は認められず、他に本件請求対象文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関において本件請求対象文書を保有しているとは認

められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

法務文書課 御中

令和 2 年度訟務年報から、作成を止めた、県民閲覧させなくした、という方針や理由を示した、決裁などの文書。

(審査会の処理経過)

| 年 月 日                       | 内 容               |
|-----------------------------|-------------------|
| 5 . 1 0 . 1 2               | 諮問（弁明書の写しを添付）     |
| 6 . 4 . 1 7<br>(第 683 回審査会) | 実施機関職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日                         | 審議                |
| 6 . 5 . 2 9<br>(第 686 回審査会) | 審議                |
| 6 . 6 . 2 8                 | 答申                |